



△道路行政に關係ある法律
命令、訓令、通牒等苟く
も道路行政に當る人々の
知らざるべからざること
は凡て本欄に於て紹介す
△道路行政に關し生じたる
疑問は本欄に於て回答す
るを以て會員諸氏は留意
なく質問あらん事を望む

四號國道路線變更ノ件

◎内務省告示第二九六號

國道四號線ノ一部ヲ變更シ經過地ノ表示中「仙臺市」ト

アルヲ「仙臺市（廣瀬橋、東二番町經由）」ト改ム

昭和三年十月二十六日

内務大臣 望月圭介

○山口縣道路損傷負擔金徵收規則

第一條 道路法第四十條ノ規定ニ依リ特ニ道路ヲ損傷スル原因ト
爲ルベキ事業ヲ爲ス者ニ對シ道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部

法 令

ヲ負擔セシムル場合ニ於テハ本則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本則ニ於テ自動車業者ト稱スルハ營業用自動車（自動車
取締令第三十三條第二項ノ規定ニ依ル自動車ヲ除ク）及自家用
貨物自動車ヲ使用スル者ヲ謂フ

第三條 左ノ事業者ニハ本則ニ依ル負擔金ヲ負擔セシム

一 自動車業者

二 特に道路ヲ損傷スル原因ト爲ルベキ事業ヲ爲ス者ニシテ知
事に於テ負擔セシムル必要アリト認メタル者

第四條 道路損傷負擔金總額ハ毎年度知事之ヲ定ム

第五條 負擔金ハ其ノ事業ノ爲ニ損傷スル道路ノ區域内ニ於ケル

維持又ハ修繕費精算額ノ三分ノ一以內トス

第六條 負擔金ハ自動車業者ニ在リテハ其ノ使用スル道路ノ走行
里數ヲ標準トシ自動車業者以外ノ事業者ニ在リテハ損傷ノ程度

ニ依リ之ヲ決定ス

前項ノ走行里數ハ自動車業者ノ使用スル道路ノ延長及通行回數
ニ左ニ掲グル車輛ノ構造、重量ノ比率ヲ相乘シテ之ヲ算出シタ
ルモノトス

八人乗以下乗用自動車

前號以外ノ乗用自動車

一噸以下貨物自動車

一、〇

一、二

三、一

一三七

前號以外ノ貨物自動車 四、七

第七條 自動車業者ノ使用スル道路ノ延長、通行回數、車輛ノ構造及重量ハ自動車取締令ニ依リ知事ノ免許ヲ受ケタルモノニ依ル但シ一定ノ路線又ハ區間ニ據ラサル營業用自動車及自家用貨物自動車ノ使用スル道路ノ延長及通行回數ハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第八條 自動車業者左ニ掲グル事由ノ一ニ該當シタルトキハ其ノ期間ニ相當スル走行里數ハ之ヲ控除ス但シ第一號及第二號ニ該當シタル場合ニ於テハ別ニ定ムル期限迄ニ届出テ爲シタルモノニ限ル

- 一 天災又ハ不可抗力ニ依リ引續キ三十日以上ニ互リ事業ヲ休止シタルトキ
- 二 自己ノ都合ニ依リ引續キ九十日以上ニ互リ事業ヲ休止シタルトキ
- 三 知事ニ於テ引續キ三十日以上ニ互リ營業又ハ道路使用ノ停止ヲ命ジタルトキ
- 四 前各號ノ外知事ニ於テ特ニ宥恕スヘキ事由アリト認メタルトキ

第九條 負擔金ハ四月ヨリ九月ニ至ル迄ノ分ハ十一月ニ、十月ヨリ翌年三月ニ至ル迄ノ分ハ五月ニ徴收ス但シ一時ノ損傷ニ對ス

ル負擔金ニ關シテハ本條ノ期限ニ據ラサルコトアルヘシ
第十條 前條負擔金徴收ノ場合ニ於テ第三條第一號ニ該當スル者ノ負擔金總額ハ同第二號ニ依ル者ノ負擔金總額ヲ其ノ年度負擔金總額ヨリ控除シタル額トス

第十一條 道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ヲ補足スル爲土地、物件、勞力又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ本則ニ依ル負擔ヲ減免スルコトアルヘシ知事ニ於テ適當ト認ムル工法ニ依リ工事ヲ施行シテ之ヲ寄附シタル者ニ付亦同シ前項ノ土地、物件並勞力ニ對スル評價ハ知事ノ認定スル所ニ依ル

第十二條 國府縣市町村其ノ他公共團體ニ於テ公益事業ノ爲道路ヲ損傷シタル場合ニ於テハ本則ニ依ル負擔ハ之ヲ免除スルコトアルヘシ
前項ノ規定ニ依リ負擔ヲ免除スルコトアルモ他ノ事業者ニ對スル負擔ハ之ヲ増加セス

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本則施行ノ際現ニ事業ヲ爲ス者ニ對スル昭和三年度分負擔金ハ月割ヲ以テ之ヲ算定ス